

比屋根湿地・泡瀬地区海岸環境改善推進協議会 会則

平成 19 年 11 月 21 日制定

平成 20 年 3 月 17 日改訂

(名称)

第 1 条 本会は、「比屋根湿地・泡瀬地区海岸環境改善推進協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、泡瀬沿岸域の環境を保全するにあたり、沖縄県及び沖縄市の関係部局、地域住民等と継続的に連携、協力を図り、比屋根湿地や泡瀬地区海岸の“水質・底質の改善”と“自然環境の再生”を図るために策定した「比屋根湿地・泡瀬地区海岸環境改善アクションプラン(行動計画)」の実行を促進することを目的とする。

(組織)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる委員で構成する。

2 協議会の委員は、必要に応じて追加できるものとする。

(会議)

第 4 条 会議の議長は、沖縄市建設部東部海浜開発局計画調整課長をもって充て、副議長は、沖縄県土木建築部港湾課主幹を充てる。

2 会議は、議長が必要に応じて招集する。

3 会議は、原則として年 1 回以上開催するものとする。

4 副議長は、議長を補佐し、議長がやむを得ずその職務を遂行できないとき又は議長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 会議並びに会議の資料及び議事概要は原則公開とする。ただし、必要に応じて公開しないことができる。

(会議での検討事項)

第 5 条 会議においては、協議会の目的を達成するために、次の事項について検討を行う。

(1) アクションプラン(行動計画)に基づく環境保全対策の実施状況、効果について。

(2) アクションプラン(行動計画)の拡充、見直しについて。

(3) その他協議会の目的の達成に必要な事項について。

(事務局)

第 6 条 事務局は、沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄市建設部東部海浜開発局計画調整課とする。

2 事務局は、関係行政機関等と連携して協議会の運営を行う。

(雑則)

第 7 条 この会則に定めるものの他、協議会の運営に必要な事項は、議長が協議会に諮って定める。

(附則)

本会則は、平成 19 年 11 月 21 日から施行する。

比屋根湿地・泡瀬地区海岸環境改善推進協議会委員の構成

沖縄県	◎土木建築部 港湾課	計9課等の長	計17課等の長
	〃 中城湾港建設事務所		
	〃 都市計画・モノレール課		
	〃 海岸防災課		
	〃 下水道課		
	文化環境部 環境政策課		
	〃 環境保全課		
	〃 自然保護課		
	〃 環境整備課		
沖縄市	◎建設部 東部海浜開発局 計画調整課	計8課等の長	
	〃 都市整備室 企画調整担当 ^{*1}		
	〃 都市整備室 都市計画担当 ^{*2}		
	〃 下水道課		
	〃 道路課 ^{*3}		
	〃 建築・公園課 ^{*4}		
	市民部 環境課		
教育委員会 市立郷土博物館			

※◎は、事務局を示す。

※課長等が会議に出席できない場合は、所属課から代理者を出席させることができる。

「*1～4」：沖縄市の機構改革（平成20年4月1日）による変更。